

Ⅲ 主要事業の概要

項目	1 地域コミュニティ活性化ビジョンの推進 (広島型地域運営組織「ひろしまLMO」)	地域起こし推進課
説明	1 目的 市では、安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域コミュニティの実現を目的として、令和４年２月に地域コミュニティ活性化ビジョン（以下「ビジョン」）を策定した。特にビジョンに掲げられた「新たな協力体制」については「広島型地域運営組織『ひろしまLMO』」（以下、「ひろしまLMO」）と命名され、区役所としては主に区社協と連携しながら、その設立・運営支援を行う。 《 新たな協力体制のイメージ 》 2 現在の状況 (1) ひろしまLMOの認定等の状況と設立支援 令和４年７月から小学校区単位で地域の諸課題を解決するためのひろしまLMOの設立に取り組む地域の公募を開始。現在の区内の認定状況及び設立支援については以下のとおり。 ア 認定状況 (ｱ) 認定団体（学区） 令和４年度…２学区（毘沙門台、大塚・伴南） 令和５年度…５学区（伴東、安、緑井、伴、山本） <u>令和６年度…４学区（古市、安西、戸山、中筋）</u> 計 １１学区 (ｲ) 「ひろしまLMO」づくりに取り組む地域として選定された団体（学区） 設立準備委員会発足…４学区（安北、八木、大町、東野） ※ いずれも令和７年度に指定申請を提出予定 イ 設立支援 (ｱ) 設立にあたり市社協より限度額５０万円(補助率１０／１０)の設立助成金を支給 (ｲ) 必要に応じて、社会保険労務士や税理士等を派遣し相談業務を実施 (ｳ) LMOの設立等を支援するため、LMOづくりに取り組む地域等を対象に、LMO会長等の派遣や活動拠点等の見学ツアーを実施 (2) ひろしまLMOの運営支援 ひろしまLMOとして認定された団体に対し、市社協が１団体あたり限度額６００万円(人件費３００万円、活動拠点維持管理費及び地域課題解決に要する経費３００万円)(補助率１０／１０)の運営助成金を支給。 また、令和６年度からひろしまLMOとして認定された地域の事務負担等を軽減するため、各種団体ごとに支給されている補助金を一本化し、増額の上「一括交付金」として認定団体に交付。 3 その他 令和７年７月 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」施行	

項 目	2 区の魅力と活力向上推進事業	1 地域愛を育み、 魅力を生み出す	2 安全・安心・健康 に暮らせる	3 自然と共に豊かに 暮らし、交流する	4 地域と大学の連携 活力あふれるまち	地域起こし推進課 (1)～(8)
						農林課 (9)
説 明	1 目的					
	区役所が、区長と住民との連携・協働の下、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進する。					
	2 事業概要					
	「区の魅力と活力向上推進事業」は、地域団体等が主体的にまちづくり活動を行えるよう支援するものであり、安佐南区のアクションプランに定める次の4つのまちづくりの方向性に沿って実施する。 ・地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり ・みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり ・自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり ・地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり (1) 小さな音楽会・芸術展示・伝統芸能の魅力発信プロジェクト					
	ア 小さな音楽会					
	平成22年度から広島文化学園大学学芸学部音楽学科の協力のもと、4月～12月に毎月1回のランチタイムコンサート(12:00～12:45)を実施している。12月は拡大版として「クリスマスコンサート」を行う。また、「安佐南区花いっぱい運動」とコラボレーションして5月はマリーゴールド、12月は葉牡丹を来場者にプレゼントする。					
	イ 芸術展示					
	平成22年から安佐南区役所1階ロビーにおいて広島市立大学芸術学部の学生及び卒業生の作品を展示している。作品は毎年3月に入れ替えており、絵画や工芸作品等の作品を展示している。					
	ウ 伝統芸能の魅力発信プロジェクト					
	安佐南区の文化資源である神楽をはじめとした伝統芸能の興隆と魅力発信に取り組むため、安佐南区民まつり等の集客イベントの場で発表の機会を提供する。					
	(2) サンフレッチェ広島応援事業					
	ア 安佐南区民応援デー					
	区民と区役所職員がスタジアム(ピースウイング広島)で、一丸となってサンフレッチェ広島・レジーナを応援する。(令和6年度実施)					
	・サンフレッチェ広島					
	8月31日					
	F C 東京					
	参加人数 240人					
	・レジーナ					
	3月8日					
	三菱重工浦和レッズレディース					
	参加人数 1,201人					
	イ のぼり旗・懸垂幕の掲揚					
	区役所などの区内公共施設で応援のぼり旗や懸垂幕を掲揚し、応援機運を盛り上げる。					

(3) 安佐南区民交流駅伝大会

ア 日程

例年１２月（令和７年度は、１２月１日）

イ 実施主体

安佐南区民交流駅伝大会委員会

安佐南区コミュニティ交流協議会、安佐南区子ども会連合会、安佐南区地域女性団体連合会、安佐南区ＰＴＡ連合会、広島市学区体育団体安佐南区連合会、安佐南区スポーツ推進委員協議会、広島広域公園陸上競技場管理事務所、安佐南区スポーツセンター、安佐南区役所

ウ 会場

広島広域公園内ホットスタッフ
フィールド広島及びその周辺

エ 参加チーム

安佐南区内に居住、または住所を有する者、もしくは安佐南区内に通勤・通学等する者で編成したチーム。募集予定は７０チーム。



区 間	1区	2区	3区	4区	5区	6区	計
距離(km)	3	1	2	1	2	3	12

(4) 安佐南区花いっぱい運動

ア 新規花壇開設者への初期支援

新たに花いっぱい運動に登録した区民ボランティアに対し、初期の活動支援として、花苗・土・肥料等の資材を提供する。

イ 「安佐南区花いっぱい運動推進委員会」の運営

花いっぱい運動の更なる推進のため、区民ボランティアによる「安佐南区花いっぱい運動推進委員会」を設立し、現在沼田支部、安東支部、祇園西支部の３支部で活動している。月に１回委員会を開催するとともに、次の取組を行う。

(ア) 種からの花苗づくり

(イ) 区役所花壇の管理

(ウ) 「小さな音楽会」や「クリスマスコンサート」での花苗提供

(エ) 「花づくり講座」の企画・運営

(オ) 花の情報誌「花だより」の発行や区ＨＰでの花壇紹介



ウ ８．２０広島豪雨災害「絆花壇」整備事業

平成２６年８月２０日広島豪雨災害の犠牲者への追悼の意を表すため、区内の小学校で種から育てたマリーゴールドの花苗を、区民ボランティア及び協力企業が被災地域の公園、公有地の遊休地、道路に面した民有地等に植栽し、「絆花壇」として管理を行うことで、地域の将来を担う若い世代に災害の記憶を継承していくとともに、防災・減災に向けた地域住民の絆を深める。

(5) 戸山の魅力PR事業（戸山のまちづくり）

ア お出かけマップ「ぐるりん戸山」の改訂等

戸山地区内のスイーツ店やカフェ等のお店を掲載したマップの改訂を行い、効果的な魅力PRを行う。（最新：令和7年5月改訂）

イ 戸山地区への若者世代の定住促進

地元住民で組織する定住促進部会の活動に対して各種支援を行う。



(6) 大学と地域の交流・連携の促進

ア 大学と地域の連携事業

(7) 大学と地域のマッチング事業

各大学との地域連携協定に基づき、区役所が窓口となり、地域のまちづくり活動への参加を希望する学生と、受入れを希望する地域とのマッチングを行う。

マッチングに当たっては、双方の希望をヒアリングしながら調整する。

（実績：令和6年度…8件、令和5年度…5件、令和4年度…5件）

(4) 大学連携事業実務担当者会議の開催

各大学との地域連携協定に基づき、区役所が窓口となり、地域のまちづくり活動への参加を希望する学生と、受入れを希望する地域とのマッチングを行っている。

イ インターンシップの受け入れ

地域連携協定及びインターンシップに関する協定に基づき、受入れ希望があった大学からインターンシップ実習生を受け入れる。（令和6年度実績8月19日（月）～8月23日（金）の5日間、広島経済大学、広島修道大学から各1名）。

ウ 区内大学による区の地域課題解決にかかる研究委託事業

区内の地域団体や企業等の様々な地域課題に対応するため、当区が示すテーマについて、区内において、地域住民、企業・団体等と連携して地域の活性化や課題解決に取り組む研究活動を募集し、事業委託する。

(7) あさみなみ区民大学

ア 開 校 平成15年度

イ 講 座 令和7年度は、1コース制で全9回の講座を予定。

ウ 対 象 公募した区民

エ 受講者数 416人（令和7年度）

オ 企画・運営 あさみなみ区民大学運営委員会

（区民ボランティアスタッフを中心とした委員会方式）

（令和7年度スタッフ登録数17名）



(8) 住民主体のまちづくり活動への支援（補助事業）

ア 補助対象団体

3人以上で構成される団体

町内会・自治会、女性団体、老人団体、子ども会、体育団体、青年団体、市民活動団体、ボランティアグループ、地域サークル、NPO、事業者（法人、企業、組合、業界団体等）などが該当。

イ 補助対象事業

区役所が設定した次のテーマ等に基づき、上記の団体が主体的かつ継続的に取り組む当該区内での活動

(7) 地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり

- (イ) みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり
- (ウ) 自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり
- (エ) 地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり

ウ 補助対象経費

補助対象活動の実施に必要な経費が対象。事務所経費、総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、人件費、飲食費は対象にならない。

○1 事業当たりの補助金の補助率及び補助限度額

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	70万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	35万円

エ 補助事業決定までの流れ（年度当初）

- ・ 2月 補助事業の募集
- ・ 3月上旬 申請書類の要件審査、補助金審査会での審査
- ・ 3月下旬 企画総務局の調整、補助事業の決定

○補助事業の件数及び金額（令和6年度、令和7年度）

年度	項目	申請件数	補助件数	補助金額
令和6年度	新規分	3件	3件	2,340,000円
	継続分(2年度目)	1件	1件	350,000円
	継続分(3年度目)	4件	4件	1,098,000円
	合計	8件	8件	3,788,000円
令和7年度	① 新規分	5件	5件	2,843,000円
	②継続分(2年度目)	2件	2件	1,400,000円
	③継続分(3年度目)	0件	0件	0円
	合計	7件	7件	4,243,000円

【令和7年度 補助事業の名称】

- ①…【祇園・良い音・音楽祭】【やまもとふれあい祭り】【生涯学習講演会】【モルック DE まちづくり】【あさみなみで考える平和 総括】
- ②…【第3回伴学区ふるさと祭り】【Green Slow Fes】

(9) 農林業を通じた体験・交流機会の提供

ア 目的

安佐南区管内の農地や里山を農林業体験の場とし、都市住民と農村住民の交流を実施することで、市民に農林業の役割や自然環境への理解を深めてもらうとともに、農村地域の活性化を図る。

イ 事業概要

(ア) ボランティアによる海外援助米生産事業（定員150名、年間2回）

沼田町吉山地区の約40aの水田で、一般公募したボランティアと地元住民が協働して米を生産し、収穫した米は民間海外支援団体を通じ、援助米としてアフリカの食糧難の国へ送る。



(イ) ふれあい農業教室（定員３０名、年間１０回）

沼田町上吉山地区の約１０ａの畑で、地元農業者の指導により、エダマメ、ナス、サツマイモ等の野菜づくり教室を実施する。



(ウ) 森いきいき里山体験教室（定員３０名、年間５回）

沼田町下吉山地区の地域の里山で、地元農業者の指導により、森林資源等を活用した里山体験教室を実施する。



丸太切り体験の様子

(エ) 中王楽農塾（ちゅうおうらくのうじゅく）（定員１６名、年間５回）

沼田町中王地区で、地元農業者の指導により、そばの栽培・収穫、そば打ち体験教室を実施する。



そば打ちの練習の様子

(オ) ボランティアによる権現山憩の森整備事業（年間２回）

緑井町の権現山憩の森で、一般公募したボランティアと協働し、遊歩道整備等の活動を行う。



里山整備の様子

(カ) 戸山で週末林業家体験（定員１０名、年間２回）

沼田町戸山地区で、地元自伐林業グループの指導により、間伐や木材の搬出、薪づくり等の林業家体験を実施する。



薪割り機による薪割り作業の様子

(2) 内容

ア 交通安全運動の実施

安佐南警察署及び安佐南交通安全協会等の関係機関と連携し、各季（４月、７月、９月、１２月）の街頭啓発キャンペーンを実施する。

（参加団体等：区地域起こし推進課、安佐南警察署交通課、安佐南区交通安全協会）

イ 自転車交通マナーアップキャンペーンの実施

６月、２月の強化月間において高校生を対象とした自転車交通マナーアップキャンペーンを実施する。

（参加団体等：区地域起こし推進課、各高等学校、安佐南警察署生活安全課・交通課、安佐南区交通安全協会、区交通安全運動推進隊）

（令和６年度は６月に広島市立沼田高等学校、２月に広島県立祇園北高等学校で実施）



ウ 交通安全功労者表彰（広島県知事表彰）及び交通安全功労市長表彰

市民の交通安全のために、長年にわたり、地道かつ積極的に交通安全推進活動を行い、その功労が著しい個人又は団体に対して、表彰を行う。

（令和６年度の広島県知事表彰は１個人が受賞、広島市長表彰は２団体、１個人受賞）

3 避難行動要支援者避難支援事業

(1) 目的

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等（避難行動要支援者）が、安全に避難することができるよう地域で支援（共助）する体制を整備する。

(2) 経緯

ア 平成２５年６月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。

イ また、令和３年５月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化され、令和７年度末までに、優先度の高い者（危険区域在住・家族支援なし、または、家族支援に係る調査項目に回答なく、家族支援があるか不明な者）について優先的に個別避難計画を作成することになった。

ウ 更に、常時医療を必要とする方（常時人工呼吸器使用患者及び医療的ケア児・者）についても計画作成等を進め、計画の実行性確保のため避難訓練等の実施をすることとなった。

【安佐南区の状況】（令和７年４月末現在）

① 避難行動要支援者名簿登録者数	: 4, 358人	
② 同意者リスト掲載者数	: 1, 636人	
③ ②のうち計画作成の優先度高の者	: 138人	うち作成済: 83人
		うち未作成: 8人
		うち入所等: 47人

(3) 安佐南区の取組状況

平成29年度から、危険区域に居住し、地域で避難支援が必要な優先度の高い要支援者の個別避難計画の作成に向け、区役所と避難支援等関係者※が連携して取り組んでいる。

個別避難計画の作成が促進されるよう避難支援等関係者間の連携を深め、地域における避難支援体制を確立するため、重点取組学区を設定し、避難支援者等関係者への説明会を行うなど、重点的に個別計画を作成する取組を実施している。

※ 自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター

4 防災まちづくり事業

(1) 目的

継続的な地域の防災力の向上及び区民の防災・減災意識の高揚を図ることにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。



(2) 事業概要

平成28年度から、広島市防災まちづくり基金を活用し、人材育成及び継続的な意識啓発、自主防災組織の体制強化等を実施している。

ア 区内公共施設ネットワーク事業の実施（安佐南区独自）

8月を「安佐南区防災強化月間」として、安佐南区内の公共施設が連携して防災パネル展・DVDの放映・非常持ち出し品の展示などのイベントを実施し、区民の防災・減災意識の高揚を図る（各公民館・スポーツセンター・ヌマジ交通ミュージアムほか）。

イ 公民館との連携による防災・減災講習会の開催（安佐南区独自）

区内の公民館（10館）と連携し、年間を通じ各公民館において防災・減災講習会を開催する（講師の派遣等を行っている）。

ウ 防災士フォローアップ研修の実施

防災士養成講座により養成した防災士等を対象に、継続的にスキルアップを図るため、年2回フォローアップ研修を実施する（4回のうち3回は災害予防課が担当（5、11、12月頃）し、1回を区が担当（1～3月頃））。

エ 区防災訓練・防災フェア等の開催

自主防災会連合会、区役所、消防署、消防団及び防災関係団体が一体となり、区民の防災意識の向上を図るため、指定避難所での訓練及び防災フェア（各種体験訓練）を実施する。

オ 広島市防災訓練補助金

各学区・単位自主防災組織に対し、地域での防災訓練の促進を図るため、訓練実施内容等の助言等に加え、訓練に要する経費の一部を補助。

項目

4 地域コミュニティの活性化事業

2 安全・安心・健康に暮らせる

地域起こし推進課

説明

1 目的

町内会等が地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う取組を支援（補助金を交付）する。

2 補助対象団体

町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」

3 補助対象となる取組

町内会等が地域の活性化のために、新たに、自主的・継続的に実施する次の取組

① 地域活性化プランの作成

② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり

③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり

④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援

⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり

⑥ 住民勉強会の開催

⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施

⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組

⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組

4 補助金額

前記①及び②の取組

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10（全額）以内	50万円

前記③～⑨の取組

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の5分の5（全額）以内	10万円
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円

【令和7年度当初 補助事業の名称（5年度目なし）

初年度目・5事業＝毘沙門台から広げよう！元気の輪（取組⑥）、住んでよかった毘沙門台！（取組⑧）、わくわく子育てひろば（取組⑨）、八敷福祉会「健康マージャン教室」の開催（取組④）、山本学区のこども達を対象にした行事（取組⑧）

2年度目・4事業＝毘沙門台プランの作成（取組①）、ジュニアリーダー育成プロジェクト（取組⑧）、中組町内会「健康麻雀教室」の開催（取組④）、秋祭りの開催（取組⑨）

3年度目・2事業＝寅・とら・トラ！びしゃもん台ノボレ2024!!（取組⑦）、花火大会（取組⑧）

4年度目・3事業＝古市学区の子ども達を対象にした事業（取組⑧）、北高取町内会 自主防災活動の推進によるコミュニティ活性化（取組③）、菜園で3世代交流事業（取組③）

5 補助事業決定までの流れ（年度当初）

・ 1月下旬～2月下旬 補助事業の募集

・ 3月下旬 審査会での審査

・ 〃 補助事業の決定

6 その他

令和7年度を以て募集終了

（継続事業は令和11年度まで引き続き募集を行う。）

項目

5 安佐南区支えあいネットワークの構築

2 安全・安心・健康
に暮らせる

地域支えあい課

1 目的

すべての人々が住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、高齢者、障害者、子どもなどを支援する地域団体や関係機関等が顔の見える関係を築き連携を深める「安佐南区支えあいネットワーク」（以下「支えあいネットワーク」という。）を推進する。

※令和4年1月17日設置

2 事業概要

区民にとってより身近な地域でのネットワークを強化するため、小学校区域における既存の会議に地区担当保健師や生活支援コーディネーター等が出席し、地域住民と専門職との顔の見える関係づくりを図る。

また、各地域団体や専門機関等で構成する安佐南区支えあいネットワーク会議を開催し、横断的なネットワークを形成するとともに、シンポジウム等による区域全体への課題解決に向けた取組等の共有を図る。

1) 学区ネットワーク会議

各小学校区又は町内会単位等において実施されている“地域の支え合い”に関する話し合いの場に、地区担当保健師、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等の多分野の専門職が出席し、地域住民と専門職との顔の見える関係づくりを図り、地域の課題や取組等を共有する。

（地区民生委員・児童委員協議会定例会、高齢者地域支えあい運営委員会等）

2) 区ネットワーク会議

以下の構成団体による会議を開催し、区全体のネットワーク強化の方策やシンポジウムの内容等について協議する。（令和7年8月頃開催予定）

区分	地域団体、関係機関等
高 齢 者	地域包括支援センター
障 害 者	障害者基幹相談支援センター （障害者自立支援協議会安佐南区地域部会相談・運営部会）
子 ど も	子育てサークル連絡会
生活困窮	くらしサポートセンター
相談支援	相談支援包括化推進員
地域団体	社会福祉協議会
	民生委員児童委員協議会
市民活動	公民館
区 役 所	地域支えあい課
	地域起こし推進課

3) シンポジウム

“地域の支えあい”に繋がる事例を区域内で共有するため、事例に関わる当事者による取組発表等を行う。（令和8年1月27日開催予定）

4) 主催、事務局

支えあいネットワークの推進に当たって、主催については安佐南区役所及び安佐南区社会福祉協議会の共催とし、事務局については安佐南区役所地域支えあい課及び安佐南区社会福祉協議会事務局に置く。

説明

明

項目

6 地域における保健活動の充実

2 安全・安心・健康に暮らせる

地域支えあい課

1 目的

地区担当保健師を配置し、訪問指導や健康相談などを充実するとともに、担当する地域の保健・医療・福祉の窓口として、地域団体や関係機関等と顔の見える関係づくりを進めながら、ともに地域づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 地区担当保健師の配置

地域支えあい課に所属する保健師が、1人当たり概ね2小学校区を担当し、精神保健福祉相談員や地域包括ケア推進センター職員、被爆者相談員と協力して訪問活動や健康相談等の地区活動を行う。

また、地区活動を通して、各地区が抱える健康問題の把握・分析を行い地域団体や関係機関等と連携しながら解決に向けて取り組む。

地区担当保健師17人の配置区分

	地域支援第一係（保健師9人）						地域支援第二係（保健師7人）					
小学校区 26	東野	原	祇園	長束	伴南	伴	梅林	川内	毘沙門台	古市	上安	安
	中筋	原南	山本	長東西	大塚	伴東	八木	緑井	安東	大町	安北	安西
			春日野		戸山							
保健師数	2	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	2

(2) 支援が必要な世帯等へのきめ細かな対応

地区担当保健師が、市組織内外の関係部署や地域団体と連携し、虐待等の処遇困難ケースや災害時の被災者支援において、迅速かつきめ細かな対応を行う。

(3) 地域団体等と連携した活動等

地区担当保健師が、地域団体及び地域包括支援センター等の関係機関と連携し、現状把握と地域課題の抽出を行い、担当地区全体のマネジメントを通じて効果的な地区活動へと発展させていく。

ア 乳児家庭全戸訪問の実施

民生委員・児童委員、保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談を行い、健全な育児環境の確保を図る。

イ 母子保健・子育て支援事業を通じて行う働く世代の健康づくり

健康相談や乳幼児健診等の機会を捉えた保護者世代の健康づくりに取り組む。

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の通いの場等で、糖尿病等の重症化予防と介護予防に係る事業が一体的に実施できるように、地区担当保健師が医療専門職や関係機関と連携して必要な支援のコーディネートを行う。

エ 医療的ケア児(高リスク者)及び常時人工呼吸器使用患者の個別計画作成

在宅で電源の途絶により生命に危険が及ぶことが想定される医療的ケアを受けている児及び常時人工呼吸器使用患者について、災害時の避難に係る個別計画の作成等を行う。

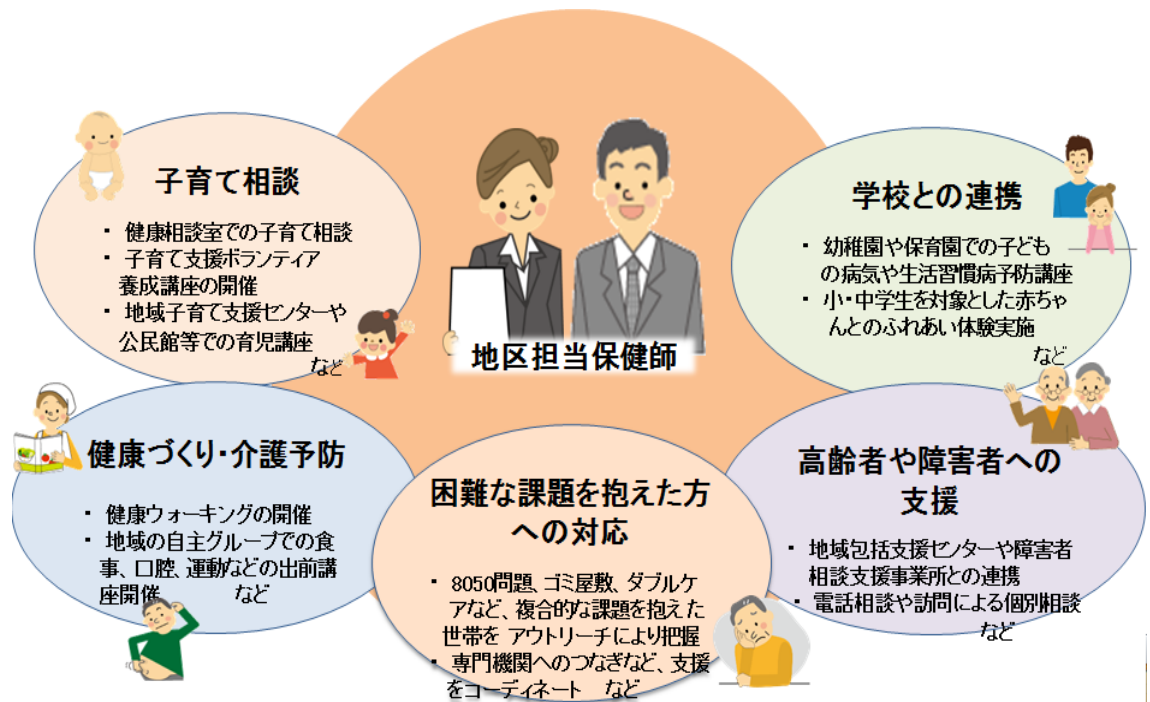
(4) 地域の重層的な支援体制づくり

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、多機関が協働して対応する包括的な相談支援体制を構築する。

また、社会との関係性が希薄な方については、社会とのつながりを作るための支援や世代を超えて交流できる場の整備及び参加支援を行うことができるよう、多様な主体と連携した分野横断的なネットワークづくりに取り組む。

説明

明



赤ちゃんから高齢者まで、すべての住民が住みやすい地区となるよう、地区担当保健師が保健・医療・福祉に関する行政の地域の窓口として、専門的な見地から地域団体や関係機関等とともに地域づくりを推進

項目

7 地域における子育て支援の充実

2 安全・安心・健康
に暮らせる

地域支えあい課

1 目的

すべての子どもや子育て家庭を対象に多様で良質な切れ目のない支援を行うとともに、地域や様々な団体が協働して子育てを支援する環境づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子がいつでも気軽に行くことができ、交流や情報交換、子育ての相談ができる場所（常設オープンスペース）を設置し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感の軽減を図る。
また、公募型オープンスペースや地域団体等が運営する地域のオープンスペースに対し、地域子育て支援専門員（保育士）が出向くなど支援者等への技術支援にも取り組む。

(区内の設置状況)

① 常設型オープンスペース : 1か所（オアシスあさみなみ）

② 公募型常設オープンスペース：5か所
（ひろばKUSU-KUSU祇園・佐東、くすの木、こどもコーぷらざ西風新都、陽だまり）

③ 地域のオープンスペース : 23か所



オアシスあさみなみ

(2) 子育てサポーターの養成（平成25年度～）
（区の魅力と活力向上推進事業「めざせ子育てほっとタウンあさみなみ」）
区内の大学生等が、AKS（安佐南区子育てサポーター）として、子育て事情を学び、学生自らが考えた「子育てしやすいまちづくり」を目指し活動を行う。（公園マップづくり、子育てイベントへの参画など）

(3) 妊娠・出産への支援
妊産婦に対して切れ目のないきめ細やかな支援を「妊娠・出産包括支援事業」として実施。
令和7年度からは、こども・子育て支援法の改正により、支援対象者をすべての妊産婦として支援体制を拡充して実施する。
保健師が母子健康手帳交付や妊産婦転入の際に面接を行い、相談に応じてコーディネートする。

(具体的取組)

① 産前・産後サポート事業 : 広島県助産師会に委託

② 産後ケア事業：産婦人科 : 産婦人科病院10か所、助産院5か所に委託

③ 産後ヘルパー派遣事業 : 区対応事業所6事業所

【参考】妊娠・出産包括支援事業申請者数（件）

事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産前・産後サポート	24	16	27	45	83	86	124	160
産後ケア	25	18	35	51	90	82	109	159
産後ヘルパー	52	41	65	66	107	65	42	105

(4) 安佐南区妊産婦支援担当者連絡会の開催
妊娠期及び出産後間もない産婦に対して、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を実施するため、産婦人科病院や助産院と情報交換を行い、養育困難状況の早期発見に努める。

(具体的取組)

開催時期：年1回（2月）
参加機関：区内の産婦人科病院、市民病院2か所、区内助産院、広島県助産師会、地区担当保健師
こども家庭センター

(5) 乳児家庭全戸訪問の実施

民生委員・児童委員、保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供を行い、健全な育児環境の確保を図る。

【参考】乳児全戸訪問実施状況【令和6年度】

区分	対象数	訪問率（％）	対応率（％）
広島市	7,580	96.9	100.0
安佐南区	1,939	98.2	100.0

(6) 5歳児発達相談の実施

こどもの発達及び行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を実施する。かかりつけ医（小児科）や通園中の保育園等と連携し、こどもの特性に応じた適切な対応が図られるよう支援する。

【参考】相談件数（件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
29	47	58	62	67	66	64

(7) こども家庭センターの設置・運営

児童福祉法に基づく妊産婦、子育て世帯の保護者、こどもへ母子保健と児童福祉の両面から一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、本市では令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、当区においても妊産婦への支援を行う保健師と連携・協働し、支援が必要な家庭のこどもが胎児から成人するまでの間を切れ目なく漏れなく支援している。

また、深刻化している児童虐待や養育問題に対しては、児童相談所をはじめとした関係機関と協働して相談支援体制の強化を図る。

虐待相談件数（令和6年度）

区分	18歳未満人口（人）	虐待相談（件）
8区平均	23,723	405
安佐南区	45,931	732

項目	8 地域包括ケアシステムづくりの推進	2 安全・安心・健康に暮らせる	地域支えあい課
説明	1 目的 高齢者が要介護状態や認知症になっても、できるかぎり住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように「医療・介護・予防・住まい・生活支援」のサービスを一体的に切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムづくりを推進する。 2 事業概要 医師会等と地域包括ケアシステムづくりを推進するため、主に次の取組を実施する。 取組の推進に当たっては、地域包括支援センターや医師会等と連携しながら、地域包括ケアシステムに対する地域住民の理解を促進し、地区組織団体などと、自助・共助・公助を適切に組み合わせた日常生活圏域ごとの包括的な支援体制の整備や充実を図ることを目指す。 (1) 地域包括ケア推進センターの設置（各区役所地域支えあい課に設置） ア 高齢者の保健・福祉に関する総合相談 イ 高齢者虐待防止、成年後見制度利用支援 ウ 地域包括支援センター運営調整支援 エ 在宅医療・介護連携推進事業 等 (2) 高齢者地域支え合い事業 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、概ね小学校区を基本として、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会等の様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築するなど、地域の実情に応じて高齢者を地域で見守り・支え合う仕組みの構築等を行う。 (令和6年9月末時点見守りネットワーク数 全市129区域(内、安佐南区24区域)) (3) 地域介護予防拠点整備促進事業 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、高齢者が歩いて通える場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防活動拠点の整備を促進する。 具体的には、介護予防活動拠点の立ち上げ支援や運営支援等を行い、いきいき百歳体操等の介護予防活動の地域での普及・定着を図る。 (令和6年12月末時点介護予防拠点 全市1,003か所 安佐南区173か所) (4) 在宅医療・介護連携推進事業（安佐南区地域保健対策協議会へ委託） 医療や介護が必要になっても、できるかぎり人生の最期まで在宅で暮らしたいというニーズに対応するため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供できるよう、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出、課題解決に向けた取組を行う。 【安佐南区在宅医療・介護連携推進委員会の設置】 構成団体等：安佐南区地域保健対策協議会（安佐南区医師会、安佐歯科医師会、安佐薬剤師会、区地域支えあい課）、広島県医療ソーシャルワーカー協会、広島県理学療法士会、広島県作業療法士会、広島県言語聴覚士会、広島県栄養士会、広島県介護支援専門員協会、広島市域訪問介護事業者連絡会、安佐南区ケアプラン作成機関連絡会、安佐南区訪問看護ステーション連絡会、安佐南区社会福祉協議会、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員 内 容：① 在宅医療・介護連携を推進するための事業 ・在宅医療に取り組む医療関係者への普及啓発、同行研修等の人材育成 ・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発 ・認知症医療・介護連携の強化 ② 在宅医療・介護関係者への研修会や事例検討会の開催 ③ 医療機関・介護サービス事業所情報の収集整理・活用促進 ④ 在宅医療・介護に関する住民啓発イベントの実施 ⑤ 災害時の多職種連携の強化		
	 いきいき百歳体操		

(5) 認知症地域支援体制づくり

認知症の早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを目指す。

ア 認知症サポーター養成講座（令和7年3月末時点）

全市391回15,167人

安佐南区58回2,558人

イ 認知症カフェ設置(令和7年3月末時点)

全市174か所・安佐南区33か所

ウ 認知症初期集中支援チーム

令和元年10月に安佐医師会への委託により設置



認知症サポーターステップアップ講座

（参考）区内地域包括支援センター

名称（受託法人：理事長）	担当圏域（担当小学校区）
広島市城山北・城南地域包括支援センター （社福法人 楽友会：木阪義彦）	城山北・城南 （梅林・八木・川内・緑井）
広島市安佐・安佐南地域包括支援センター （広島医療生活協同組合：坂本裕）	安佐・安佐南 （毘沙門台・安東・古市・大町）
広島市高取北・安西地域包括支援センター （社福法人 慈光会：金尾哲也）	高取北・安西 （上安・安北・安・安西）
広島市東原・祇園東地域包括支援センター （社福法人 慈光会：金尾哲也）	東原・祇園東 （中筋・東野・原南・原）
広島市祇園・長束地域包括支援センター （社福法人 広島良城会：城谷良文）	祇園・長束 （祇園・山本・長束・長東西・春日野）
広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター （社福法人 和楽会：伊藤尚志）	戸山・伴・大塚 （戸山・伴南・大塚・伴・伴東）

（参考）圏域内人口等（令和6年9月末時点）

圏域		人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（％）
広島市		1,174,414	310,816	26.5
安佐南区		242,708	53,504	22.0
日常生活圏域別	城山北・城南	42,940	9,406	21.9
	安佐・安佐南	39,057	10,265	26.3
	高取北・安西	31,020	9,816	31.6
	東原・祇園東	40,615	6,704	16.5
	祇園・長束	51,538	9,399	18.2
	戸山・伴・大塚	37,538	7,914	21.1

項目

9 民生委員・児童委員の活動

2 安全・安心・健康に暮らせる

地域支えあい課

説明

1 民生委員・児童委員の活動

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談・援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務とし、児童委員も兼ねることになっている。

民生委員・児童委員には担当区域を持つ区域担当の「民生委員・児童委員」と児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」がいる。

具体的には、生活に困っている人、障害のある人、児童・高齢者、ひとり親家庭など、様々な悩みを持っている人々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として活動している。

2 民生委員・児童委員の任期

任期は3年（現在の任期は令和4年12月1日～令和7年11月30日）で、令和7年12月に全ての委員の一斉改選が行われる。

3 民生委員・児童委員の適格要件等

① 広島市議会議員の選挙権を有する者のうち、原則として担当予定の区域内の住民

② 人格識見が高く広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者

③ 年齢基準（委嘱予定日現在）

区分	新任者（委員経験がない者）	再任者（元委員を含む）
区域担当の 民生委員・児童委員	75歳未満 （68歳未満から変更）	75歳未満 ただし、75歳未満の者に適任者がいない場合は78歳未満
主任児童委員	55歳未満 ただし、55歳未満の者に適任者がいない場合は65歳未満	65歳未満

4 委嘱・推薦の方法

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、民生委員推薦会及び社会福祉審議会の審議を経て、市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

本市では、民生委員推薦会で審査する候補者については、民生委員・児童委員と密接な関係がある地区推薦母体（町内会又は自治会等、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）に適任者の選出・推薦をいただいている。

5 民生委員の一斉改選のスケジュール（予定）

令和7年4月～6月 地元説明会、連絡調整会の開催（希望地区）

8月 地区推薦母体からの候補者推薦調書の提出

11月28日 委嘱状伝達式（12月1日が区民文化センター休館日のため）

6 民生委員協力員

民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、民生委員・児童委員が行っている見守り活動などを補助するボランティアで、本市が平成27年度から設けた。

候補者の要件は、民生区内に居住する者で、地域の実情に通じ、地域福祉活動に熱意のある者とし、民生委員・児童委員一人につき、一人を配置することができる。必要とする地区民生委員児童委員協議会の推薦に基づき、市長が委嘱し、任期は民生委員・児童委員と同じ3年となっている。

※ 新たな担い手確保に向け、本市職員定年退職予定者のセミナーで民生委員活動とその重要性の説明を行ったり、区民まつりでブースを設けて、区民への普及啓発に努めている。

明

【民生委員・児童委員の定数及び委嘱数等】

安佐南区の定数 337人（内 主任児童委員38人）

（令和6年11月1日現在の委嘱数）

（単位：人）

区 分		区域担当の 民生委員・児童委員				主任児童委員			民生委員 協力員
地区名		定 数 (A+B)	定 数 (A)	委嘱数	欠員	定 数 (B)	委嘱 数	欠員	
沼田 地区	伴	19	17	16	1	2	2		2
	伴 東	13	11	11		2	2		
	大塚・伴南	14	12	12		2	2		2
	戸 山	12	10	10		2	2		
祇園 地区	長 東	13	11	11		2	2		1
	長東西	12	10	9	1	2	2		1
	原 南	15	13	13		2	2		1
	原	15	13	12	1	2	2		
	祇 園	22	20	19	1	2	1	1	3
	山 本	22	20	19	1	2	2		1
安古市 地区	中 筋	21	19	17	2	2	2		1
	古 市	15	13	13		2	2		2
	大 町	18	16	13	3	2	2		3
	安 東	16	14	12	2	2	2		
	毘沙門台	11	9	9		2	2		
	安	22	20	18	2	2	1	1	5
	安西・安北	25	23	23		2	2		8
佐東 地区	佐東南	26	24	24		2	2		1
	佐東北	26	24	22	2	2	2		5
安佐南区 計		337	299	283	14	38	36	2	36
【参考】市全体		1,996	1,793	1,640	153	203	186	17	213

(4) 食育の推進

全ての区民が、栄養バランスや減塩に配慮した食生活が実践できるよう食習慣の改善及び望ましい食習慣の定着に取り組む。また、企業等と連携しながら「わ食の日」及び地元の食材を利用した「健康な食事」（元気じゃけん定食）の普及啓発を図る。



項目	1 1 農林業振興について	3 自然と共に豊かに暮らし、交流する	農林課
説明	1 安佐南区の農業の特徴と農業振興 安佐南区の農業地域は大きく二つに分かれる。一つは祇園、安古市、佐東及び沼田町伴、大塚の主に市街化区域で、野菜栽培を行う「都市近郊地域」、もう一つは、農業振興地域に指定される沼田町戸山で、水稻及び葉物野菜栽培を行う「中山間地域」である。 また、区内には1件の畜産農家（沼田町戸山）がある。 (1) 都市近郊地域 伝統野菜である川内地区の広島菜、祇園地区の祇園パセリ、安古市地区の大葉シュンギク等が栽培される、古くから農業が盛んな地域で、高度な技術を生かした農業が営まれている。市が認定する農業経営者である認定農業者が31名おり、また、農業者で組織する農事研究会等の活動も活発である。 この地域においては、生産緑地制度の活用を促す取組などを行っている。  生産緑地地区での広島菜栽培 (2) 中山間地域 水稻を主とした在来農家のほか、地元の農業者で組織された3つの農事組合法人と、市が育成し地域に就農した10名の農業者（ひろしま活力農業経営者育成事業修了者。以下「活力修了者」という。）が農業経営を行なっている。農事組合法人は地域内の農地を集積し、水稻と露地野菜の複合経営をしている。また、活力修了者はビニールハウスでコマツナ、ホウレンソウ等の葉物野菜を周年栽培している。 この地域においては、農地の保全活動に対する補助事業のほか、農事組合法人や活力修了生を含む19名の認定農業者の経営規模拡大等に伴う国庫補助事業活用等の支援を行っている。また、地域団体と連携した海外援助米生産事業等の都市農村交流事業を実施している。  水稻と施設野菜栽培		
	2 林業振興 区民に身近な里山の適切な管理を促進するため、整備を行う町内会等を支援する助成制度がある。また、中山間地域の人工林等の整備を促進するため、自伐林業グループの支援や半林半X移住者支援事業等林業の担い手を育成している。 さらに森林にふれることのできる場の提供として、武田山、権現山、窓が山3カ所の憩の森管理事業を実施している。		

(1) 里山林再生整備事業

ひろしま森づくり県民税を財源にした森づくりを推進する事業で、住宅等に近接する里山林の整備を行う町内会等に対し、助成する。

○事業要件：1箇所3,000㎡以上の広葉樹林等が対象で、整備後10年間の維持管理を行うこと。



整備された林内の様子

(2) 自伐林業グループの支援

森林の管理を事業者へ委託せず、自ら間伐し、木材の搬出を行う自営型の小規模な林業である「自伐林業」を実施する団体に対し、助成する。

具体的には、間伐に係る経費の助成や木材を森林内から搬出する作業に必要な保険料や道具の購入等の経費を助成する。

(3) 半林半X移住者支援事業

林業と林業以外の仕事で収入を得るという新しいライフスタイルの移住者を中山間地域に呼び込み、林業の振興を図るとともに中山間地域の活性化を図る。

ア 移住先：安佐南区沼田町戸山地区

イ 移住者：2名（1名は研修終了、1名は研修中）



第3期生の研修の様子

3 農林業の施設整備

地域の農林業生産基盤の整備、農村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、水路等の維持、補修及び改良を実施している。

4 有害鳥獣対策

野生鳥獣による農作物及び生活環境への被害防止と軽減を図るため、防除・駆除・環境整備の3つの手法により、有害鳥獣対策に取り組んでいる。

(1) 防除対策

被害相談があった場合、職員が現地で防除指導を行うとともに、防除柵の設置や野生鳥獣の生態や被害対策を学ぶ講習会の開催等に対する経費の一部を支援する。

補助事業名	内 容
有害獣防除用施設設置事業補助金	防除用資材購入費（電気柵・波鉄板・ワイヤーメッシュ・防除網・捕獲柵）の一部を補助する。
地域で取り組む有害鳥獣対策事業補助金	町内会等の地域団体が実施する鳥獣被害対策に必要な資機材の購入経費や講習会受講費等の一部を補助する。
鳥獣被害防止総合対策交付金	広島市鳥獣被害防止総合対策協議会が購入した防護柵等の資材を利用し、集落や自治会等が集落周辺の山すそに防護柵を設置し、維持管理（14年間）を行う。

(2) 駆除対策

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、広島市有害鳥獣駆除班（区内４班）及び被害農家による捕獲を実施し、個体数の増加を防ぐ。

(3) 環境整備

森林を間伐して農地との間に緩衝帯を設け、野生鳥獣が出没しにくい環境整備に取り組む町内会等を支援する。

補助事業名	内 容
里山林再生整備事業(再掲)	手入れ不十分な里山林等を整備するために必要な経費を助成する。(奥行 50m以内、幅100m以上の森林で、3,000㎡以上)
鳥獣害緩衝帯整備事業	野生鳥獣が出没しにくい環境整備をするために必要な経費を助成する。(奥行30m以内の森林で、500㎡以上)



駆除班の活動の様子



サル用防除柵の例

項目

1 2 平成 2 6 年 8 月豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進
(基盤施設整備)

地域整備課

第一整備係
第二整備係
復興工務係

説

「復興まちづくりビジョン」に掲げている八木・緑井地区及び山本地区における復興事業（水道関係を除く。）について、国及び県と連携しながら、防災・減災のための基盤施設整備に取り組む。また、地域の「復興まちづくりプラン」に基づく取組のうち、本市が担う施設整備を行う。

1 復興まちづくりビジョンに基づく施設整備

(1) 事業概要

ア 集中復興期間事業（平成 2 6 年災害発生～）

区 分		延長等				
避難路の整備	・都市計画道路長束八木線整備 ・都市計画道路川の内線整備（側道部） ・市道拡幅等	延長 1,5 0 0 m、幅員 1 6 m 延長 2 5 0 m、幅員 1 6 ～ 2 2 m 7 路線 <table><tr><td>八木・緑井地区</td><td>5 路線</td></tr><tr><td>山本地区</td><td>2 路線</td></tr></table>	八木・緑井地区	5 路線	山本地区	2 路線
八木・緑井地区	5 路線					
山本地区	2 路線					
雨水排水施設等の整備	・雨水渠整備 ・普通河川改良等 ・雨水排水施設整備	総延長 約 3,0 0 0 m 1 0 河川 1 7 箇所 <table><tr><td>八木・緑井地区</td><td>1 6 箇所</td></tr><tr><td>山本地区</td><td>1 箇所</td></tr></table>	八木・緑井地区	1 6 箇所	山本地区	1 箇所
八木・緑井地区	1 6 箇所					
山本地区	1 箇所					

イ 継続復興期間事業（令和 2 年度～令和 1 0 年度）

区 分		延長等
避難路の整備	・都市計画道路長束八木線整備【P 3 0 の①】 ・都市計画道路川の内線整備（高架部）【P 3 0 の②】	延長 1,3 0 0 m、幅員 1 6 m 延長 4 0 0 m、幅員 1 6 ～ 2 2 m

(2) 本年度の主な取組

八木・緑井地区の避難路の整備のうち、長束八木線については、用地取得に取り組むとともに、一定程度まとまって用地取得できた緑井側の工事を行う。【P 3 0 の①】

また、川の内線については、高架部の側道の整備を進め、令和 7 年度末の完成を目指す。【P 3 0 の②】

明

2 地域の復興まちづくりプラン関連事業（復興まちづくり期間；～令和 1 0 年度）

(1) 事業概要

梅林学区及び八木学区の復興まちづくり協議会が主体となって作成した「復興まちづくりプラン」に基づく取組のうち、本市が担う施設整備を行う。

(2) 本年度の主な取組

ア 梅林学区

第一ブロック公園の整備については、測量及び実施設計に着手し、整備方針を定める。

また、避難路の整備（安佐南 1 区 82 号線の離合場所の設置）について、測量及び実施設計に着手する。【P 3 0 の③】

イ 八木学区

避難路の整備（安佐南 1 区 4 号線の拡幅）については、事業の推進に向けて、地元との合意形成を図る。

【八木・緑井地区の整備状況】



① 都市計画道路長束八木線（継続復興期間事業）



② 都市計画道路川の内線（側道部）



③ 安佐南 1 区 82 号線



項目

1 3 橋りょう補修事業
(長寿命化、P C B 該当橋塗装補修)

維持管理課 第一維持係

1 事業の目的

老朽化した橋りょうの補修・補強を実施し、これらの長寿命化等を図ることによって、諸交通の安全確保やライフサイクルコストの縮減に取り組む。

2 事業概要

安佐南区管内には橋りょうが7 0 3 橋（橋長1 5 m未満5 5 0 橋、1 5 m以上1 5 3 橋）あるが、その大半が建設後4 0 年以上経過しており、近い将来一斉に更新時期を迎えることから、広島市の定めた長寿命化修繕計画に基づき、橋長1 5 m以上の長寿命化を図る必要があると判断された橋りょうについて、補修及び補強を実施するものである。また、P C B 除却のための塗装塗替についても法要請である令和8 年度末までに完了させるものである。

3 進捗状況（経緯）

年度	事業内容	備考
平成1 8 年度～	橋りょうの点検	本庁（道路課）実施
平成2 0 年度	広島市橋梁維持管理実施計画 策定	本庁（道路課）策定 平成2 6 年度、平成3 1 年度、令和4 年度改訂
平成2 1 年度～ 令和6 年度	橋りょう長寿命化事業 天皇原橋、葵之荘橋、祇園橋、高取橋、平和橋、中央道路1 号橋（橋面工及び上下部工の一部）、日吉跨道橋、安佐南1 区1 5 6 号線2 1 号橋、組合橋、郷坂橋 P C B 該当橋塗装補修事業 山根川原橋、門前橋、郷坂橋 橋りょう調査及び補修設計業務 小規模橋りょうの部分補修	
令和7 年度	橋りょう長寿命化事業 中央道路1 号橋（上下部工の一部） P C B 該当橋塗装補修事業 光明寺橋（R6 繰越）、3 月中旬契約予定 上安横断歩道橋 小規模橋りょうの部分補修等	

4 課題

橋りょう長寿命化事業は、平成3 0 年度までに行った定期点検で健全度Ⅲ（道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）と判断された安佐南区管内の1 2 橋のうち9 橋の補修が完了したが、残る3 橋については、長寿命化修繕計画に基づき令和7 年度までに補修を完了させる必要がある。
また、P C B 該当橋塗装補修事業は、P C B 除却に伴う塗装塗替が求められる安佐南区管内の5 橋のうち3 橋の補修が完了したが、残る2 橋については、令和8 年度までに補修を完了させる必要がある。

5 今後のスケジュール

橋りょう長寿命化事業については、令和7 年度までに、P C B 該当橋塗装補修事業については、令和8 年度までに補修の完了を目指す。

説明

項目

1 4 西風新都の都市づくりの推進

都市整備局西風新都整備部

説明

1 目的

広島市の中心部から、北西約5～10kmの位置に広がる丘陵地約4,570haを対象に「西風新都」の都市づくりが進められている。優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都を、さらに市民が生き生きと暮らし、働き、集うような活力にあふれた拠点とすることにより、広島広域都市圏や中四国地方の成長・発展を牽引する都市づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 都市づくりの計画

活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013

(2) 計画対象区域

安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区 約4,570ha

(3) 都市機能

「住み、働き、学び、憩い、護る」の複合機能を集積した拠点の形成を図る。

(4) 都市づくりのスケジュール

計画期間は、2030年（令和12年）まで。

(5) 人口フレーム

① 計画人口 6万7千人（2030年（令和12年）（都市基盤の概成期））

② 目標人口 8万人 （21世紀中頃（都市の成熟期））

（参考：令和6年12月末現在 56,415人）

(6) 開発フレーム

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
開 発 整 備 地 区	計 画 開 発 地 区 （ 丘 陵 部 ）	1, 1 9 6	2 6.2
	計 画 誘 導 地 区 （ 平 地 部 ）	7 9 0	1 7.3
	計	(1, 9 8 6)	(4 3.5)
既 開 発 地 区		5 7 0	1 2.5
保 全 地 区		2, 0 1 4	4 4.0
合 計		4, 5 7 0	1 0 0.0

3 進捗状況（経緯）

(1) 計画開発地区（丘陵部）の開発

計画開発地区は、丘陵部において民間開発事業者等が計画的な開発を行う地区であり、16地区のうち13地区で宅地造成が完了し、企業立地や住宅建設等が進んでいる。
また、梶毛西地区については、民間開発事業者により開発に向けた関係機関との協議調整などが進められている。

(2) 都市基盤施設の整備

都市基盤施設については、これまで、中筋沼田線や広島高速4号線等の広域的な幹線道路、西風新都内の幹線道路（中央線、環状線）、広島広域公園、アストラムライン、公共下水道等の整備を行ってきた。
推進計画では、西風新都環状線（善當寺工区、梶毛南工区、梶毛西工区）の3路線を優

先整備区間として位置づけており、このうち、現在、善當寺工区及び梶毛南工区の整備に取り組んでいる。

令和7年度は、善當寺工区において第3橋りょうの下部工事等を行う。また、梶毛南工区において道路新設工事を引き続き行い、令和7年12月の完成を目指し、梶毛西工区において梶毛西地区の開発動向に歩調を合わせて整備に取り組むため、用地測量等を行う。

(3) 計画誘導地区（平地部）のまちづくり

西風新都の平地部は、地域住民が主体となって整備を図る計画誘導地区に位置付けており、地区計画制度等を活用した計画的なまちづくりを促進している。

ア 伴中央地区

平成26年度から本市がアドバイザーやコンサルタントの派遣を行い、まちづくり計画のうち、土地利用計画が平成28年4月に、まちづくり活動の計画が平成29年4月に策定された。その後、令和元年12月に本市が伴中央平木地区の地区計画を都市計画決定し、商業施設が建築された。

イ 大塚地区

本市がコンサルタント等の派遣を行い、平成23年3月に大塚上まちづくり計画と大塚下まちづくり計画がそれぞれ策定された。

その後、大塚下地区においては、平成28年4月に観音山地区を対象とした土地利用計画が策定され、令和3年2月に本市が地区計画を都市計画決定し、戸建住宅を主体とした団地が造成された。また、令和5年8月に観音山地区以外の4地区（下城・観音・梶屋谷・大東）を対象とした土地利用計画が策定された。

大塚上地区においては、平成30年4月に町内会全域を対象とした土地利用計画が、令和3年4月に特定の区域において工業・流通施設等の立地を検討することができる土地利用計画が策定されており、現在、各地区の土地所有者等により地区計画提案に向けた検討が行われている。

令和7年度も引き続き、伴中央地区及び大塚地区のまちづくり活動に対して、地区計画制度に関する勉強会の実施など、必要な支援を行う。

その他の地区についても、地域住民のまちづくりの機運が醸成されれば、その活動に対し支援を行う。

